

令和 7 年度熊本県生産性向上・職場環境整備等補助金 Q&A

番号	種別	質問と回答
1	Q	補助金の対象施設を教えてください。
	A	令和 7 年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（科）、無床診療所（医科・歯科）（以下、「ベースアップ評価料届出医療機関等」と言います。）が対象となります。
2	Q	補助金の支給要件を教えてください。
	A	ベースアップ評価料届出医療機関等が、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日までの間に、以下の業務効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか又は複数可）に所要の経費に相当する補助金を支給いたします。上記受付期間内に納品・支払いまで含め、取組みが完了している必要があります。 <ICT 機器等の導入による業務効率化> タブレット端末、離床センサー、インカム、Web 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 <タスクシフト／シェアによる業務効率化> 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア <給付金を活用した更なる賃上げ> 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善
3	Q	対象施設の詳細条件を教えてください。
	A	上記 2 に加えて、下記項目をすべて満たす病院、有床診療所（医科・歯科）、無償診療所（医科・歯科）が対象となります。 1. 所在地が熊本県であること 2. 令和 7 年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を厚生局に届け出ている（※）こと。 （※）<u>申請時の記載内容について、九州厚生局のホームページにアップロードされている届出状況と一致することを確認させていただきます。</u>
4	Q	補助金の対象となる取組期間と、補助金の申請受付期間を教えてください。
	A	◆補助金の対象となる取組み期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日までの取組が対象です。 ◆補助金の申請受付期間 令和 7 年 8 月 29 日（金）から令和 8 年 1 月 30 日（金）までとなります。
5	Q	受付期間が 1 月 30 日（金）までとなっておりますが、申請受付期間以降の取組は補助金の対象とならないでしょうか。
	A	申請は実績報告を兼ねていますので 1 月 30 日（金）までに事業を完了する必要があります。

6	Q	機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類(領収書等)について、添付書類として提出が必要ですか。
	A	原則として、実績報告時に証拠書類の添付は不要ですが、当該帳簿及び証拠書類については、補助金額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承諾を受けた日)の属する年度の終了後5年間(具体的には、令和13年3月31日まで)保管してください。
7	Q	交付申請額の算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれますか。また、いつの時点を基準としますか。
	A	申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病棟、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。
8	Q	補助金の上限を超えて取組を行った場合、実績項目の申請金額はどのように入力するといいでしょうか。
	A	補助上限額を超える場合 は、合計が補助上限額となるよう費用の一部を御記載ください。補助金の上限額は下記の通りです。 ① 病院・有床診療所(医科・歯科) 許可病床数×4万円 ② 無床診療所・許可病床数4床以下(医科・歯科) 1施設×18万円
9	Q	補助金の支給対象となる取組のうち、「ICT 機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が対象となるのでしょうか。
	A	導入により施設内の業務効率化に資する ICT 機器等が対象となります。 例として、タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの(例:マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等)であれば幅広く対象となり得ます。 また、ICT機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば対象となり得ます。
10	Q	「ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額(基準額)に満たない場合は、どうすればいいでしょうか。
	A	実際に支払う費用が補助上限額(基準額)を下回る場合、実際に支払う費用に基づき申請書を提出いただくこととなりますが、事業の目的を踏まえ、「補助金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、基準額以上の取組となるようご検討ください。
11	Q	設備の導入などの消費税が課税されるものについては、補助金交付の時点で消費税額を除外して決定してよいですか。
	A	消費税を除外しての申請をお願いします。
12	Q	補助金の支給対象となる取組のうち、「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が対象となるのでしょうか。

	A	既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。 また、従前から勤務している職員が、 ①新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費 ②非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費のほか、 ③人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費） も対象となり得ますが、紹介予定派遣の紹介手数料は対象となりません。
13	Q	補助金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは補助金を活用した更なる賃上げと見なせるのでしょうか。
	A	本事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。 そのため、本補助金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となりますが、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。 単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、対象外です。
14	Q	「補助金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか
	A	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができる。
15	Q	実際に補助金が振り込まれるのはいつになりますか。
	A	申請いただいた日から3か月程度を予定していますが、補助金の申請受付の状況により、振り込みが遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※厚生労働省「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ&A（第4版）」の内容を踏まえ、熊本県において作成しています。